7 消防力の整備指針と現有の比較

（1） 署所数　　（基準日：令和8年4月1日）

署所数	基準	現有
	3	3



（2） 車両・人員

区分			基準台数（台）	基準台数に対する人員の基準（人）	現有台数（非常用を除く）（台）	現有台数に対する人員の基準（人）	現有人員（人）	備考
指揮隊員	指揮調査車		2	239	2	180	146	南部消防署1台 中部消防署1台
消防隊員	消防ポンプ自動車		5		3			南部消防署1台 中部消防署1台 西出張所1台
	はしご自動車		2		1			消防本部配備 乗換運用
	化学消防車		2		2			普通火災の場合は、ポンプ車として運用
	特殊車両	支援車	2		2			各種災害乗換運用
救急隊員	救急自動車		7		5			全車両高規格救急車
救助隊員	救助工作車（省令第4条）		1		1			南部消防署配備
	救助工作車（省令第2条）		1		1			中部消防署配備
通信員				3		3	3	現有人員を基準人員とする
人員の小計				242		183	149	交替勤務者数（通信員含む）
庶務の処置等の人員				27		27	45	管理職及び総務課（総務課付新任者含）・警防課・救急課・出張所日勤者・研修等
予防要員				23		23	9	実態に相応した人員
合計			22	292	17	233	203	